

白河市特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者）利用定員減少について

【対象施設】

施設 白河カトリック幼稚園

白河市道場小路 8 8

運営者 学校法人東北カトリック学園 理事長 園部 英俊

仙台市青葉区本町一丁目 2 - 1 2

【利用定員】

現在 180人 → 変更後 150人

【変更時期】

令和 6 年 4 月 1 日から

【経緯】

近年、少子化や核家族化、共働き世帯の増加に伴い、保育需要が高まる一方、幼稚園需要は減少傾向にある。

白河カトリック幼稚園では、令和 3 年度を最後に園児数が利用定員の 180 人に達しておらず、また、令和 6 年度の入園希望者数を基に算出した推移においても年間を通して 150 人に満たない状況になると思われることから、利用定員を 150 人に変更するものです。

なお、同園は縦割りのクラス編成（年齢の異なる児童を同じクラスで受入れる）であることから、年齢別の定員は設定していない。



白河市特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者）利用定員減少届

令和 5年 12月 8日

白河市長 殿

仙台市青葉区本町一丁目2番12号

届出者 学校法人 東北カトリック学園
理事長 園部 英 俊



子ども・子育て支援法第35条第2項（47条第2項）の規定により、利用定員を減少させていただきますので、届け出ます。

フリガナ	シラカワトリックヨウチエン			
施設（事業所）の名称	白河カトリック幼稚園			
施設（事業所）の所在地及び連絡先	白河市道場小路88			
	電話番号	0248(23)3438	FAX番号	0248(23)1515
	E-mail アドレス	shirakawa@tohoku-catholic.ac.jp		
教育・保育施設の種類	幼稚園			
利用定員を減少しようとする年月日	令和6年4月1日			
利用定員を減少する理由	令和6年度入園希望者の減少による			
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置	現在利用中の児童は、そのまま継続利用可能。			

備考 この申請書には、法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの減少後利用定員が確認できる書類を添付してください。

令和5年12月8日

白河市長 殿

学校法人 東北カトリック学園

理事長 園部 英 俊



利用定員変更理由書

変更理由 : 令和6年度入園予定児の減少と、在園児の退園が2名予定されている
ことで、令和6年4月1日園児数が137名となり、令和6年度途中
入園予定児（満3歳児）を含めても151名に満たないため。

変更時期 : 令和6年4月1日

変更内容 : 令和5年度利用定員 180人
令和6年度利用定員 150人

白河市特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者）利用定員増加について

【対象施設】

施設 ともいく保育園（小規模保育事業所 A 型）

白河市袋町 3 番地

運営者 特定非営利活動法人と・ともに 理事長 熊田 佳彦

白河市袋町 3 番地

【利用定員】

現在 15人 → 変更後 18人

【変更時期】

令和 6 年 4 月 1 日から

【経緯】

近年、少子化や核家族化、共働き世帯の増加に伴い、市内でも保育需要が年々高まっている状況にある。

ともいく保育園では、令和 5 年度において、4 月当初から利用定員の 15 人を上回る 16 名の児童を受け入れており、7 月以降は 17 名に増加している。

令和 6 年度以降においても同程度の保育需要が見込まれることから、利用定員を 18 人まで増加させるものです。



令和6年 1月 18日

白河市長 鈴木和夫 様

所在地 白河市袋町 3番地
届出者 名称 特定非営利活動法人と・ともに
代表者氏名 理事長 熊田佳彦



家庭的保育事業等認可事項変更届出書

次のとおり変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項及び同条第4項の規定により届け出ます。

		事業所番号	
変更があった施設		名称	ともいく保育園
		所在地	白河市袋町3番地
※変更があった該当項目番号に○を付してください。		変更の内容	
		変更前	変更後
1	施設の名称、種類及び位置		
2	家庭的保育事業等を行おうとする者が法人である場合にあっては、法人格を有することを証する書類		
3	建物その他施設の規模及び構造並びにその図面	利用定員 15人	利用定員 18人
4	事業の運営についての重要事項に関する規程		
5	経営の責任者及び福祉の実施に当たる幹部職員の名及び経歴		

備考

- 1 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 2 1～2に変更があったときは、変更のあった日から起算して1月以内に届け出ください。
- 3 3～5を変更しようとするときは、あらかじめ届け出ください。